運営規定

指定訪問リハビリテーション事業者
うしおだ診療所

〔事業の目的〕

第1条　　指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うことを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条　　指定訪問リハビリテーションの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善が図れるよう努めなければならないものとする。

〔事業所の名称〕

第3条　　指定訪問リハビリテーション事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称：うしおだ診療所

（２）　所在地：横浜市鶴見区本町通１－１６－１

〔職員の職種、員数及び勤務内容〕

第４条　　職員の職種、員数および勤務内容

（１）　管理者：1 名（常勤兼務）
管理者は、事業所の理学療法士等の従業員の管理、その他の管理を一元的に行うものとする。

（２）　管理代行者：1 名（常勤兼務）
管理代行者は、管理者を代行し事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（３）　従業者
理学療法士：1 名（常勤兼務）　作業療法士：3 名（常勤兼務）
理学療法士は、リハビリテーション計画に従って計画的にリハビリテーションを行うものとする。

〔業務日および業務時間〕

第５条　　事業者の業務日および業務時間は以下のとおりとする。

（３）　業務日：通常は、月曜日から土曜日までとする、ただしメーデー(5/1)国民の休日および祝日、年末年始休暇(12/29-1/3)を除く。

＊　年末年始休暇については、事業者に問い合わせください。

（４）　業務時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分(サービス提供時間 9：00-17：00)

〔指定訪問リハビリテーションの提供方法〕

第６条　　指定訪問リハビリテーションの提供方法は、次のとおりとする。

（1） 訪問リハビリテーション従事者は、介護支援専門員からの介護サービス計画にのっとり利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族と面接し、訪問リハビリテーション計画を立案する。
（2） 訪問リハビリテーション従事者は、訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。
（3） 訪問リハビリテーション従事者は、介護支援専門員との連絡調整を行う。
（4） 訪問リハビリテーション従事者は、介護支援専門員の招集するサービス担当者会議に参加し、実施等に関する調整を行う。

〔指定訪問リハビリテーションの内容〕
第７条　　指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
（1） 訪問リハビリテーション計画の立案
（2） 訪問リハビリテーション内容の説明
（3） 介護支援専門員、その他のものとの調整
（4）
[利用定員]
第８条　（1）利用定員　20-60 名

〔利用料等〕
第９条　訪問リハビリテーションの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意をうる。
サービス費用：介護保険の法定利用料に基づいた金額で、以下に示します。

【介護度：要支援 1、2】

基本単位：298 単位/回(20 分) 訪問リハビリテーション費 298 単位+サービス提供体制加算(Ⅰ)6 単位
短期集中リハビリテーション加算：200 単位/日 退院・退所または要介護認定日から 3 ヶ月以内に介入した場合 1 日毎に算定

＜1 日の利用料の目安＞

種別	単位	基本利用料 (10 割)	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
通常（40 分）	608	6615 円	662 円	1323 円	1985 円
短期集中加算（40 分）	808	8791 円	880 円	1759 円	2638 円
種別	単位	基本利用料 (10 割)	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
通常（60 分）	912	9922 円	993 円	1985 円	2977 円
短期集中加算（60 分）	1112	12098 円	1210 円	2420 円	3630 円

※利用開始日の属する月から 12 月超えると、30 単位/回の減算があります。
※当院医師の診療が行われなかった場合は、50 単位/回の減算があります。
※利用者負担金算定根拠　【1 単位単価　10.88 円　(2 級地)】～1 割負担、短期集中加算の場合～
＝〔{(訪問リハビリテーション費＋サービス提供体制加算)×回数＋短期集中リハビリテーション実施加

算}×日数〕×10.88－〔{(訪問リハビリテーション費＋サービス提供体制加算)×回数＋短期集中リハビリテーション実施加算}×日数〕×10.88×0.9

【介護度：要介護 1～5】

基本単位：308 単位/回(20 分) 訪問リハビリテーション費 308 単位+サービス提供体制加算(Ⅰ)6 単位
移行支援加算：17 単位/日
短期集中リハビリテーション加算：200 単位/日 退院・退所または要介護認定日から 3 ヶ月以内に介入した場合 1 日毎に算定

＜1 日の利用料の目安＞

種別	単位	基本利用料 (10 割)	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
通常（40 分）	628	6832 円	684 円	1367 円	2050 円
短期集中加算（40 分）	828	9008 円	901 円	1802 円	2703 円
種別	単位	基本利用料 (10 割)	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
通常（60 分）	942	10248 円	1025 円	2050 円	3075 円
短期集中加算（60 分）	1142	12424 円	1243 円	2485 円	3728 円

※月 1 回、上記の単位数にリハビリテーションマネジメント加算(A)イまたは(A)ロまたは(B)イまたは（B）ロが加わります。

※当院医師の診療が行われなかった場合は、50 単位/回の減算があります。

※利用者負担金算定根拠　【1 単位単価　10.88 円　(2 級地)】～1 割負担、短期集中加算の場合～

＝〔{(訪問リハビリテーション費＋サービス提供体制加算)×回数＋(短期集中リハビリテーション実施加算＋移行支援加算)}×日数＋リハビリマネジメント加算(A)イまたは(A)ロまたは(B)イまたは(B)ロ〕×10.88－〔{(訪問リハビリテーション費＋サービス提供体制加算)×回数＋(短期集中リハビリテーション実施加算+移行支援加算)}×日数＋リハビリマネジメント加算(A)イまたは(A)ロまたは(B)イまたは(B)ロ〕×10.88×0.9

※計算上小数点以下が発生するため、表に示した金額は回数により若干の誤差が生じます。

○上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10 割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9 割または 8 割または 7 割）を請求することになります。

○介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

○その他

- お支払いは郵便局での対応となります。毎月 20 日の自動引き落とし（休日の場合は翌営業日)、お振込み（ネットバンキング含む）をお選びいただけます。なお、自動引き落とし、お振込み（ネットバンキング含む）とも所定の手数料がかかりますことをご了承お願いいたします。
- 引き落とし、お振込み（ネットバンキング含む）の確認後に領収書を発行いたします。

領収書の再発行は致しません。ご希望の場合には、介護医療費控除証明書を発行いたします。その際には、別途料金がかかります。

・　交通費については通常のサービス提供地域以外の地域でも、利用者負担は発生しません。

〔通常事業の実施地域〕

第１０条　通常の事業の実施地域は、横浜市鶴見区海側地域とする。

[緊急時等における対応方法]

第１１条　　サービス提供時に緊急事態が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じる。また、利用者の家族等、契約書にご記入頂いた連絡先及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに報告する。

[虐待防止のための措置に関する事項]

第１２条

１　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする。

⑴虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

⑵利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

⑶その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

[居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止]

第１３条　　居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護保険者に施設を紹介する事の対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

〔その他運営に関わる事項〕

第１４条

（１）うしおだ診療所は、訪問リハビリテーションに携わる理学療法士・言語聴覚士の質的向上を図るために、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

（２）従事者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

（３）従事者であったものは、従事者でなくなった後においても、利用者またはその家族等の秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

（４）サービス提供時に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じる。また、利用者の家族等、契約書にご記入頂いた連絡先及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに報告する。

（５）利用者及びその家族から苦情があった場合は、ただちに詳しく事情を確認し、介護サービス計画書作成責任者が必要と判断した時は管理者を含め検討会を開き、処理結果は必ず管理者に報告する。検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応を行う。市町村及び国保連から文書その他の物件の提出もしくは提示の求めがあった場合、又は市町村及び国保連の職員からの質問もしくは照会があった場合は、利用者等からの苦情に関して行う調査に協力する。苦情処理の経過はケース台帳に記録し、再発防止に役立

てる。
（６）利用者ごとに手指消毒を行うなど衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。ノロウィルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知徹底する。
（７）非常災害発生時の対応はうしおだ診療所の決定に従う。
（８）この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横浜勤労者福祉協会との協議にもとづいて定めるものとする。
（９）事業所は、カスタマーハラスメントに対し、措置を講じており適切に対応致します。

付則　　この規定は、平成１３年４月１日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 10 月 1 日改訂
平成 26 年 3 月 1 日改訂
平成 27 年 4 月 1 日改訂
平成 29 年 2 月 1 日改訂
平成 29 年 4 月 1 日改訂
平成 31 年 1 月 26 日改訂
令和 1 年 12 月 17 日改訂
令和 4 年 7 月 1 日改訂
令和 4 年 10 月 1 日改訂
令和 6 年 10 月 1 日改訂
令和 7 年 2 月 1 日改訂
令和 8 年 1 月 1 日改訂
令和 8 年 9 月 28 日改訂